

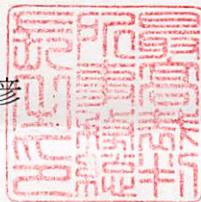
最高裁秘書第1145号

平成30年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年2月26日付け（同月27日受付、最高裁秘書第829号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

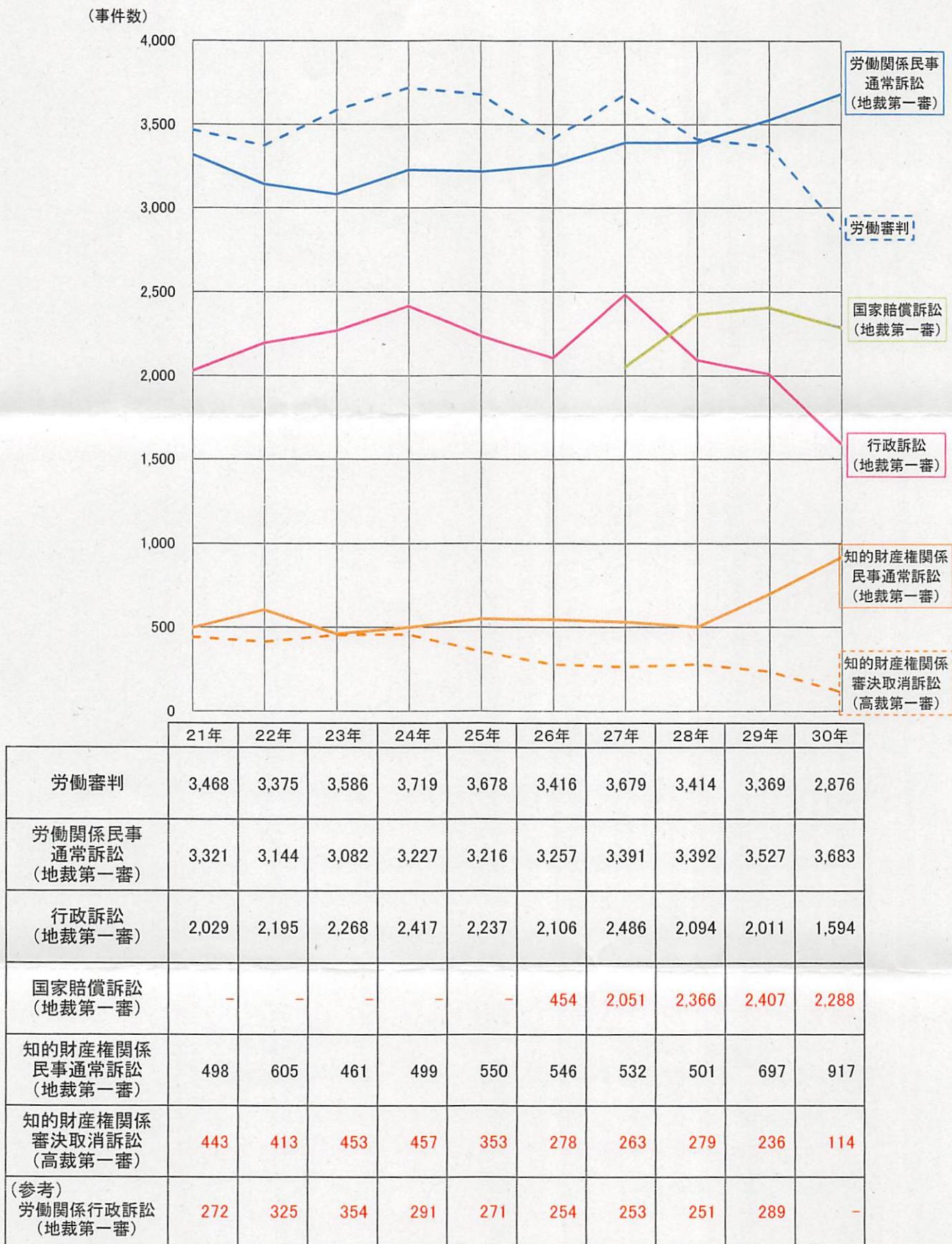
第1表 行政・労働・知財の各事件の年度別新受件数の比較（平成21年～平成30年）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

第1表 行政・労働・知財の各事件の年度別新受件数の比較(平成21年～平成30年)



(注)1. 表中、黒字部分の数値はSSDBSによる数値であり、朱書き部分の数値は最高裁判所行政局調べの数値である。

2. 平成30年の上記黒字部分の数値は、同年1月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。
3. 国家賠償訴訟(地裁第一審)は、行政事件に併合提起された数値を含まない。平成26年の数値は、10月から12月までの数値である。また、平成30年の数値は、同年1月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。
4. 知的財産権関係審決取消訴訟(高裁第一審)の平成30年の数値は、同年1月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。
5. 労働関係行政訴訟(地裁第一審)の平成30年の数値は、未集計である。